

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）  |                          |   |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |             |
|--------------------------------|--------------------------|---|---------------------|---|-------------|
| No.                            | 所管局                      | 取組内容  | 実施主体                | 現在の取組内容   | 実施主体        |
| 基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援 |                          |   |                     |   |             |
| 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成             |                          |   |                     |   |             |
| 1-（1）基本的生活習慣の形成                |                          |   |                     |   |             |
| 1                              | 教育庁                      | ◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実<br>・認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進します。 | 都<br>区市町村           | ◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実<br>・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。 | 都<br>区市町村   |
| 2                              | 教育庁                      | ◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト<br>・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。  | 都                   | ◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト<br>・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。  | 都<br>区市町村   |
| 3                              | 教育庁                      | ◆家庭での基本的生活習慣の確立としつけ<br>・児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的生活習慣や学習習慣を確立します。   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | ◆家庭での基本的生活習慣の確立としつけ<br>・児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的生活習慣や学習習慣を確立するための資料を作成、配布します。  | 小・中<br>区市町村 |
| 4                              | 都民安全推進本部<br>教育庁<br>生活文化局 | ◆「こころの東京革命」の推進<br>・次代を担う子供に、親と大人が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となって、人が生きていく上で当然の心得を伝えていきます。<br>・「毎日きちんと挨拶させよう」「善いことは褒め、悪いことは叱ろう」など『こころの東京ルール』を普及していくほか、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、「おもてなしの心」や「思いやりの心」を伝えていきます。                          | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | 事業終了  | —           |
| 5                              | 福祉保健局                    | ◆食を通じた子供の健全育成<br>・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。<br>・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自自治体の取組を支援します。  | 都                   | ◆食を通じた子供の健全育成<br>・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。<br>・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自自治体の取組を支援します。                                      | 都           |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |     |   |                      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |  |
|-------------------------------|-----|---|----------------------|---|--|
| No.                           | 所管局 | 取組内容  | 実施主体                 | 現在の取組内容   | 実施主体   |
| 6                             | 教育庁 | <p>◆学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図ります。</li> <li>・また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図ります。</li> </ul>   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都  | <p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。</li> <li>・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。</li> </ul>   |  |
| 1－（2）確かな学力の育成                 |     |   |                      |   |  |
| ①学力の向上                        |     |   |                      |   |  |
| 基礎学力の保障等                      |     |   |                      |   |  |
| 7                             | 教育庁 | <p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。</li> <li>・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。</li> <li>・算数・数学、理科の基礎学力定着のための学力ステップアップ推進地域を指定し、基礎学力定着アドバイザーによる校内研修や研究授業を通じた教員支援や外部指導員による児童・生徒への補習等を行います。</li> </ul>                | 小・中：区<br>市町村<br>高：都  | <p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。</li> <li>・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。</li> </ul> <p>（算数・数学、理科の学力については、「②科学技術を担う人材育成」で新規の取組として記載）</p>   | 区市町村   |
| 8                             | 教育庁 | <p>◆学力の定着（高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都立高校学力スタンダード」を基に、全都立高校で自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図ります。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。</li> <li>・専門高校では、「都立専門高校技能スタンダード」を策定します。</li> </ul> | 都                    | <p>◆学力の定着（高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都立高校学力スタンダード」に基づき、全都立高校（ただし、進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制課程及び通信制課程を除く）で自校の学力スタンダードを作成し、具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図っています。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。</li> <li>・学力向上データベースを構築して、これまでに都教育委員会が作成した標準問題や各校が作成した学力調査問題を蓄積し、各校独自の学力調査問題の作成を支援します。</li> </ul> | 都  |
| 追加                            | 教育庁 |   |                      | <p>◆通信制高校におけるサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信制高校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備する。</li> </ul>  | 都  |
| 9                             | 総務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都大学東京では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。</li> </ul>   | 公立大学法人<br>首都大学<br>東京 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都大学東京では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。</li> </ul>   | 公立大学法人首都大学<br>東京（R2.4に「東京<br>都立大学法人」<br>へ名称変更予定） |
| ②高校教育の充実                      |     |   |                      |   |  |
| 特色のある教育活動を行う学校                |     |   |                      |   |  |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |     |   |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |           |
|-------------------------------|-----|---|-----------|--|-----------|
| No.                           | 所管局 | 取組内容  | 実施主体      | 現在の取組内容  | 実施主体      |
| 10                            | 教育庁 | ◆進学指導重点校<br>・将来の日本のリーダーとなり得る高い資質をもった生徒に対し、国家や社会に対する責任と使命を自覚させるとともに、思考力、判断力、表現力を鍛え、難関国立大学等への進学希望も実現させるため、組織的・計画的に進学対策を推進し、都立高校全体をけん引する役割を担う高校として、進学指導重点校を指定しています。【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】      | 都         | ◆進学指導重点校<br>・選定基準に基づく過去3か年の適合状況を踏まえるとともに各学校の取組状況などを総合的に勘案し、7校を継続して指定しています。平成30年度から5か年間【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】   | 都         |
| 11                            | 教育庁 | ◆進学指導特別推進校<br>・将来の日本社会を支える高い資質をもった生徒の能力を一層伸ばさせ、国公立大学や難関私立大学等への進学希望も実現させる学校として、過去の進学実績、進学指導に対する取組状況を総合的に判断し、進学指導特別推進校を指定しています。【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際】  | 都         | ◆進学指導特別推進校<br>・進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまでの6校に加え新たに小松川高校を指定しています。平成30年度から5か年間【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際、小松川】   | 都         |
| 12                            | 教育庁 | ◆進学指導推進校<br>・進学対策を進める都立高校の裾野を広げることにより、地域からの信頼を向上させるため、全都的な配置バランス、地域ニーズ、過去の進学実績、進学指導に対する取組状況等から総合的に判断し、進学指導推進校に指定しています。【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、小松川、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北】                      | 都         | ◆進学指導推進校<br>・進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまで指定していた小松川高校を除いた12校に加え新たに多摩科学技術高校を進学指導推進校に指定しています。平成30年度から5か年間【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北、多摩科学技術】 | 都         |
| 13                            | 教育庁 | ◆科学技術高校（科学技術科）<br>・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】   | 都         | ◆科学技術高校（科学技術科）<br>・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】  | 都         |
| 14                            | 教育庁 | ◆産業高校（産業科）<br>・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】   | 都         | ◆産業高校（産業科）<br>・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】  | 都         |
| 15                            | 教育庁 | ◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）<br>・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】  | 都         | ◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）<br>・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】   | 都         |
| 多様なタイプの高校                     |     |   |           |  |           |
| 16                            | 教育庁 | ◆中高一貫教育校<br>・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。<br>・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。<br>【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】 | 都<br>区市町村 | ◆中高一貫教育校<br>・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。<br>・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。<br>【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】  | 都<br>区市町村 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                      |  |      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |      |
|-------------------------------|----------------------|--|------|--|------|
| No.                           | 所管局                  | 取組内容   | 実施主体 | 現在の取組内容  | 実施主体 |
| 17                            | 教育庁                  | ◆総合学科高校（総合学科）<br>・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】  | 都    | ◆総合学科高校（総合学科）<br>・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】  | 都    |
| 18                            | 教育庁                  | ◆単位制高校<br>(1)多様な学習型<br>・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】<br>(2)進学重視型<br>・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】<br>(3)専門型<br>・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】 | 都    | ◆単位制高校<br>(1)多様な学習型<br>・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】<br>(2)進学重視型<br>・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】<br>(3)専門型<br>・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】 | 都    |
| 19                            | 教育庁                  | ◆昼夜間定時制高校（単位制）<br>・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様な弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】   | 都    | ◆昼夜間定時制高校（単位制）<br>・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様な弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】   | 都    |
| 20                            | 教育庁                  | ◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科）<br>・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘】   | 都    | ◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科）<br>・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘】   | 都    |
| 21                            | 教育庁                  | ◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科）<br>・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山】   | 都    | ◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科）<br>・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山、中野工業】  | 都    |
| 学び直しの支援                       |                      |  |      |  |      |
| 22                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.20) | ◆チャレンジスクール<br>・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。  | 都    | ◆チャレンジスクール<br>・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。  | 都    |
| 23                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.21) | ◆エンカレッジスクール<br>・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。  | 都    | ◆エンカレッジスクール<br>・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。  | 都    |
| 1-(3)豊かな人間性の育成                |                      |  |      |  |      |
| ①人間関係力の育成                     |                      |  |      |  |      |
| コミュニケーション能力の向上                |                      |  |      |  |      |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |   |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                 |
|-------------------------------|-------|---|---------------------|---|-----------------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容  | 実施主体                | 現在の取組内容   | 実施主体            |
| 24                            | 教育庁   | <p>◆言語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国語科をはじめとする各教科などにおける説明、批評、論述、討論などの言語活動を充実し、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション、感性・情緒などの基盤を育成します。</li> </ul>   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆言語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施している。</li> </ul>   | 各学校             |
| 子供の読書活動の推進（「第三次東京都子供読書推進計画」）  |       |   |                     |   |                 |
| 25                            | 教育庁   | <p>◆不読率の改善と読書の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。</li> </ul>   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆不読率の改善と読書の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。</li> </ul>   | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 26                            | 教育庁   | <p>◆成長段階に応じた読書活動の支援</p> <p>(1) 乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。</li> </ul> <p>(2) 小・中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。</li> </ul> <p>(3) 高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。</li> </ul> <p>(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデジ図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。</li> </ul> | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆成長段階に応じた読書活動の支援</p> <p>(1) 乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。</li> </ul> <p>(2) 小・中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。</li> </ul> <p>(3) 高校生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。</li> </ul> <p>(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデジ図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。</li> </ul> | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 様々な体験活動の機会の提供                 |       |   |                     |   |                 |
| 27                            | 教育庁   | <p>◆体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術表現活動、宿泊活動、自然体験活動など、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む活動を通じて、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。</li> </ul>   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施しています。</li> </ul>  | 各学校             |
| 28                            | 生活文化局 | <p>◆こころの東京革命推進モデルの指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、地域社会、学校が互いに協力し合い、地域ぐるみで子供を育成する取組や、子供の体験を豊かにする取組を「こころの東京革命推進モデル」として指定し、他地域での活動の際に参考とすることで取組の拡大を図っています。</li> </ul>  | 都<br>区市町村           | <p>◆青少年健全育成地区委員会等推進モデルの指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、地域社会、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する優れた取組を、「青少年健全育成地区委員会等推進モデル」として広く紹介し、地域における青少年の健全育成のための活動に活用してもらうことを目的として実施しています。</li> </ul>  | 都<br>区市町村       |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |     |   |                 | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                 |
|-------------------------------|-----|---|-----------------|---|-----------------|
| No.                           | 所管局 | 取組内容  | 実施主体            | 現在の取組内容   | 実施主体            |
| ② 規範意識、社会性の育成                 |     |   |                 |   |                 |
| 道徳教育の充実                       |     |   |                 |   |                 |
| 29                            | 教育庁 | ◆「東京都道徳教育教材集」の活用<br>・小中学校において、都が独自に作成した「東京都道徳教育教材集」を活用して道徳授業地区公開講座を充実し、学校や家庭、地域・社会と一体となって子供たちの道徳性を高める取組を推進します。  | 区市町村            | ◆「東京都道徳教育教材集」の活用<br>・令和元年度も都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進しています。  | 区市町村            |
| 30                            | 教育庁 | ◆都立高校の新教科「人間と社会（仮称）」の設置<br>・都立高校においては、全ての高校で実施してきた教科「奉仕」を発展させた新教科「人間と社会（仮称）」を設置し、道徳性を養い、よりよい生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。<br>・人としての生き方の指針となる道徳的な価値観を深める学習と、社会との関わりの中で自分の生き方を考え行動する力を育成するキャリア教育に関する学習を、演習や体験活動を通じて一体的に学びます。 | 都               | ◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施<br>・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。              | 都               |
| 31                            | 教育庁 | ◆学校における動物愛護等の普及・啓発<br>・動物飼育の指導法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む小学校を推進校に指定し、その成果を全都に普及・啓発していきます。  | 区市町村            | ◆学校における動物愛護等の普及・啓発<br>・動物飼育の指導法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む小学校を推進校に指定し、その成果を全都に普及・啓発していきます。  | 都               |
| 人権の尊重                         |     |   |                 |   |                 |
| 32                            | 教育庁 | ◆人権教育の推進<br>・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることを学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。  | 小・中：区市町村<br>高：都 | ◆人権教育の推進<br>・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることを学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。                          | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 規範意識等の醸成                      |     |   |                 |   |                 |
| 33                            | 教育庁 | ◆指導資料「きまりをまもる ころを育てる」<br>・「規範意識の芽生え」を醸成するための指導資料を作成し、幼稚園・保育所、小学校に配布します。   | 区市町村            | 事業終了  |                 |
| 34                            | 教育庁 | ◆「生活指導統一基準」<br>・都立高校生の基本的なルール・マナーの理解及び実践する力の向上を図るとともに、自らの行動に責任をもつ意識を育むことを目的として「生活指導統一基準」を策定し、全都立高校における生活指導の充実を図ります。   | 都               | ◆「都立高校生活指導指針」<br>・学校が社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成した。 | 都               |
| 1－(4) 健やかな心と体をつくる             |     |   |                 |   |                 |
| アレルギー疾患対策                     |     |   |                 |   |                 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |  |                 | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                 |
|-------------------------------|-------|--|-----------------|---|-----------------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容   | 実施主体            | 現在の取組内容   | 実施主体            |
| 35                            | 福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。</li> <li>また、平成27年中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開します。</li> </ul>  | 都               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。</li> <li>また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（平成29年度作成）に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。</li> </ul>   | 都               |
| 36                            | 教育庁   | <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。</li> </ul>   | 小・中：区市町村<br>高：都 | <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。</li> </ul>  | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 体力向上の推進                       |       |  |                 |   |                 |
| 37                            | 教育庁   | <p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」</p> <p>(1) 質の高い教育実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体育授業での工夫した実践と授業時数の増加</li> <li>小学校への体育専科教員の導入</li> <li>運動部活動の振興、競技力の向上及び運動環境の整備</li> <li>スポーツ名門校づくり、スポーツ特別強化校の指定</li> </ul> <p>(2) マネジメントサイクルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細な実態調査とその活用</li> <li>東京都統一体力テストの全公立学校での実施</li> <li>体力向上プログラムの展開</li> <li>「学年別体力・運動能力ミニマム」の策定</li> </ul> <p>(3) 幼児期からの運動実践と情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供（10歳頃まで）の発達にふさわしい運動の実践</li> <li>基本的な生活習慣の確立と日常生活における身体活動量の増加</li> <li>「早寝早起き朝ごはん」、「1日1万5千歩」キャンペーン、小学校における1日60分の遊び・運動時間の確保、週に1日「ゲームをしない日」運動の展開</li> <li>アクティブライフ<sup>※</sup>の普及・啓発・促進</li> </ul> <p>※アクティブライフ：日常生活における炊事、洗濯、家事、手伝い、買い物等をなるべく身体を動かして行うよう努め、移動は自動車を控え徒歩を増加させ階段を昇降することを心掛けます。休日は屋内よりも屋外に出かけ運動やスポーツを含め活動的な生活を送り、体を動かすことに心地良さを感じられるようにライフスタイルを設計します。</p> | 小・中：区市町村<br>高：都 | <p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」（アクティブプラン to 2020）</p> <p>(1) 運動量の十分な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「投げる力」の強化</li> <li>軽スポーツや障害者スポーツ等を活用した取組の推進</li> <li>中学生「東京駅伝」大会の継続</li> <li>児童・生徒の運動時間の十分な確保</li> </ul> <p>(2) 具体的な目標に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全中学校において「アクティブスクール」を展開</li> <li>東京都統一体力テストの活用</li> <li>体力テスト実施日程の統一</li> <li>児童・生徒を対象とした顕彰</li> <li>児童・生徒の日常の身体活動量の実態把握</li> </ul> <p>(3) 優れた実践の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校における健康教育の推進</li> <li>優れた取組や実践の普及</li> <li>中学校における体力向上実践研究</li> <li>中学校における体力向上のモデル事業の展開</li> <li>コーディネーショントレーニングの普及</li> <li>特色ある取組等を行い体力向上の成果をもたらした学校の顕彰</li> <li>専門研修の充実</li> <li>小・中学校、高等学校、特別支援学校における体育授業等の充実</li> <li>武道・ダンスの技術力、指導力の向上</li> </ul> <p>(4) 部活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動部活動の競技力向上</li> <li>優れた指導者による部活動指導</li> <li>スポーツ交流による地方創生</li> <li>部活動指導の充実と顧問の業務軽減</li> <li>運動部活動指導者の技術力、指導力の向上</li> <li>体育連盟と連携した運動部活動指導者の育成</li> </ul> | 小・中：区市町村<br>高：都 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |     |  |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |                 |
|-------------------------------|-----|--|---------------------|--|-----------------|
| No.                           | 所管局 | 取組内容   | 実施主体                | 現在の取組内容  | 実施主体            |
| 38                            | 教育庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「東京都体力向上努力月間」</li> <li>・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進しています。</li> </ul>   | 区市町村                | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「東京都体力向上努力月間」</li> <li>・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進しています。</li> </ul>   | 区市町村            |
| 39                            | 教育庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆中学生「東京駅伝」の開催</li> <li>・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを襪（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。</li> <li>・各中学校や区市町村の予選会をはじめとした、東京駅伝への様々な取組を通じて、多くの中学生が、より高い目標に向かって切磋琢磨し、持久力や頑張り通す忍耐力をはぐむことにより、中学生全体の体力と精神力の向上を図っていきます。</li> </ul> | 都<br>区市町村           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆中学生「東京駅伝」の開催</li> <li>・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを襪（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。</li> <li>・各中学校や区市町村の予選会をはじめとした、東京駅伝への様々な取組を通じて、より多くの中学生が学校や部活動の垣根を越えて高い目標に向けて切磋琢磨し、中学校期における健康増進・持久力等の体力向上、公正・協力等の態度の育成、努力・忍耐力等の精神力の向上を図っていきます。</li> </ul>   | 都<br>区市町村       |
| スポーツを通じた心身の健全育成               |     |  |                     |  |                 |
| 40                            | 教育庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</li> <li>・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を踏まえ、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。</li> </ul>  | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</li> <li>平成28年1月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」を策定し、同年4月から、都内全公立学校・園においてオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。</li> <li>○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開</li> <li>○段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」</li> <li>○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」</li> <li>○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」</li> <li>○世界の多様性を学ぶとともに実際の国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」</li> <li>○環境への取組を推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」</li> <li>○様々な文化に対する理解促進に向けた取組を行う「文化プログラム・学校連携事業」</li> </ul> | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 2 社会形成、社会参加できる力の育成            |     |  |                     |  |                 |
| 2-（1）時代の変化に対応できる力の育成          |     |  |                     |  |                 |
| ①グローバル人材の育成                   |     |  |                     |  |                 |
| 英語教育等の充実                      |     |  |                     |  |                 |
| 41                            | 教育庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「小学校外国語アドバイザー」の派遣</li> <li>・小学校段階から外国語活動を推進し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ中で、言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。</li> <li>・「小学校外国語アドバイザー」を派遣し、小学校教員の指導力を育成します。</li> </ul>  | 区市町村                | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学校における英語教育の充実</li> <li>・これまで作成してきた英語教育に関する指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。</li> </ul>   |                 |
| 42                            | 教育庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</li> <li>・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。</li> <li>・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。</li> </ul>   | 区市町村                | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</li> <li>・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。</li> <li>・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。</li> </ul>   | 区市町村            |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |              |  |                            | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |   |
|-------------------------------|--------------|--|----------------------------|--|---|
| No.                           | 所管局          | 取組内容   | 実施主体                       | 現在の取組内容  | 実施主体  |
| 43                            | 教育庁<br>生活文化局 | <p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。</li> <li>※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。</li> </ul> | 都<br>公益財団法人<br>東京都私<br>学財団 | <p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。</li> <li>※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。</li> <li>・JETプログラムのうち、ALT※の活用により、外国人青年を雇用した私立中学校と高等学校に対し、報酬等の経費を補助します。</li> <li>※ALT(Assistant Language Teacher)外国語指導助手</li> </ul> | 都<br>公益財団法人<br>東京都私<br>学財団                                |
| 44                            | 教育庁          | <p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・高校生を対象に、オリンピック・パラリンピックに向けて、異文化や自国の文化の理解促進、英語による情報発信力の向上を図るための英語教材を開発します。</li> </ul>  | 小・中：区<br>市町村<br>高：都        | <p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布し、国際理解教育の推進を図っています。</li> </ul>   | 小・中：区市町村<br>高：都   |
| 45                            | 教育庁          | <p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。</li> </ul>  | 都                          | <p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。</li> </ul>  | 都   |
| 46                            | 教育庁          | <p>◆英語以外の外国語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。</li> </ul>   | 都                          | <p>◆英語以外の外国語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。</li> </ul>   | 都   |
| 国際社会で活躍する日本人の育成               |              |  |                            |  |   |
| 47                            | 教育庁<br>生活文化局 | <p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校生を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を実現します。</li> <li>・また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。</li> </ul>  | 都<br>公益財団法人<br>東京都私<br>学財団 | <p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都立高校生を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を支援します。</li> <li>・私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。</li> </ul>  | 公益財団法人<br>東京都私<br>学財団                                     |
| 48                            | 教育庁          | <ul style="list-style-type: none"> <li>留学や海外大学への進学を検討する都立高校生に対し、留学アドバイザーや留学フェアによる情報提供や相談を実施します。</li> </ul>   | 都                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>留学を検討する都立高校生に対し、留学フェアの開催による情報提供を実施します。</li> </ul>   | 都   |
| 49                            | 総務局          | <ul style="list-style-type: none"> <li>首都大学東京において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。</li> <li>・都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。</li> </ul>   | 公立大学法<br>人首都大<br>学東京       | <ul style="list-style-type: none"> <li>首都大学東京において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。</li> <li>・都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。</li> </ul>   | 公立大学法人<br>首都大<br>学東京<br>（R2.4に「東<br>京都公立大学法人」<br>へ名称変更予定） |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |     |  |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |                 |
|-------------------------------|-----|--|---------------------|--|-----------------|
| No.                           | 所管局 | 取組内容   | 実施主体                | 現在の取組内容  | 実施主体            |
| 50                            | 教育庁 | ◆「東京グローバル・ユース・キャンプ」<br>・独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、都立高校生を対象に、宿泊施設において青年海外協力隊の派遣前研修に基づく高校生向けの研修プログラムの体験や隊員との交流活動を行い、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲と主体的に行動する力を持つ人材を育成します。   | 都                   | 事業終了<br><br>（NO.47の取組の中で、JICAと連携した講座を設定）   |                 |
| 51                            | 教育庁 | ◆「英語村(仮称)」の設置<br>・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生の英語力の向上や異文化理解を促進します。  | 都                   | ◆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設（平成30年9月開設）<br>・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生等の英語力の向上や異文化理解を促進します。  | 都               |
| 52                            | 教育庁 | ◆国際バカロレアコースの開設<br>・都立国際高校で、世界の大学から高く評価され、進学資格として認められている「国際バカロレア」※の認定を取得し、海外大学に進学し、国際社会で活躍する生徒を育成します。<br>※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。<br>国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。 | 都                   | ◆国際バカロレアの取組<br>・都立国際高校で、平成27年度に国際バカロレア機構から「国際バカロレア」※の認定を取得し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得による海外大学進学を進め、国際社会で活躍する人材を育成しています。<br>※国際バカロレア：スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。<br>国際バカロレアのプログラムには、PYP（初等教育プログラム）、MYP（中等教育プログラム）、DP（ディプロマ・プログラム）の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。 | 都               |
| 日本人としての自覚と誇りの育成               |     |  |                     |  |                 |
| 53                            | 教育庁 | ◆外国人との交流<br>・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。  | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | ◆外国人との交流<br>・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。  | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 54                            | 教育庁 | ◆日本の伝統・文化理解教育の推進<br>・小・中・高校及び特別支援学校で、専門家を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化とその価値に対する理解を深める活動を推進します。   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | ◆国際社会に生きる人材の育成<br>・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解させるとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を一層推進します。<br>・本物の伝統芸能に親しむことを通じて、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、全ての都立高校において伝統芸能を鑑賞する機会の充実を図ります。  | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| ②科学技術を担う人材育成                  |     |  |                     |  |                 |
| 小・中学校における理数教育の推進              |     |  |                     |  |                 |
| 55                            | 教育庁 | ◆「小学生科学展」<br>・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。  | 都                   | ◆「小学生科学展」<br>・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。  | 都               |
| 56                            | 教育庁 | ◆「東京ジュニア科学塾」<br>・科学に高い興味・関心がある中学生が、科学の専門家から指導を受けます。  | 都                   | ◆「東京ジュニア科学塾」<br>・科学に高い興味・関心がある小・中学生が、科学の専門家から指導を受けます。  | 都               |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |          |  |                    | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                    |
|-------------------------------|----------|--|--------------------|---|--------------------|
| No.                           | 所管局      | 取組内容   | 実施主体               | 現在の取組内容   | 実施主体               |
| 57                            | 教育庁      | ◆「中学生科学コンテスト」<br>・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。   | 都                  | ◆「中学生科学コンテスト」<br>・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。  | 都                  |
|                               | 新規 教育庁   |  |                    | ◆「理数教育支援推進事業」<br>・推進地域における理科教育施策の整理・充実を支援するとともに、児童・生徒の関心・意欲や教員の指導力の向上につながる推進地域での効果的な施策を全都に普及することにより、東京都全体の児童・生徒の理科における基礎学力の定着を図ります。                               | 区市町村               |
| 58                            | 教育庁      | ◆「観察実験アシスタント」の配置<br>・小・中学校の理科授業に、学生や、地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図ります。  | 区市町村               | 事業終了（上記「理数教育支援推進事業」に本事業の成果を取り入れている）   |                    |
| 59                            | 教育庁      | ◆「理数授業特別プログラム」の実施<br>・理数の面白さや有用性を実感させるため、小・中学校において、大学や企業等との連携により、通常の授業では学べない知識や技術に触れる特別なプログラムを実施します。   | 区市町村               | 事業終了（上記「理数教育支援推進事業」に本事業の成果を取り入れている）   |                    |
| 都立高校における取組                    |          |  |                    |   |                    |
| 60                            | 教育庁      | ◆「理数イノベーション校」の指定<br>・科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する高校を指定し、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義等を行い、国際科学オリンピック等で活躍し、将来の科学技術をリードする人材を育成します。  | 都                  | ◆「理数リーディング校」の指定<br>・「理数リーディング校」を指定し、新学習指導要領における「理数探究」について先進的に研究開発を行います。主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法について研究し、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成する取り組みを行っています。           | 都                  |
| 61                            | 教育庁      | ◆「科学の祭典」<br>・「高校生科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。<br>・「研究発表会」における「理数イノベーション校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。 | 都                  | ◆「科学の祭典」<br>・「高校生科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。<br>・「研究発表会」における「理数リーディング校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。 | 都                  |
| ③ 情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力    |          |  |                    |   |                    |
| 情報環境の整備                       |          |  |                    |   |                    |
| 62                            | 教育庁生活文化局 | ◆学校教育におけるICT環境整備の促進<br>・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。   | 都<br>公益財団法人東京都私学財団 | ◆学校教育におけるICT環境整備の促進<br>・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。  | 都<br>公益財団法人東京都私学財団 |
| 情報教育等の推進                      |          |  |                    |   |                    |
| 63                            | 教育庁      | ◆情報モラル教育の推進<br>・児童・生徒に対して、発達段階に応じた情報モラル教育を推進し、様々なメディアの特性を理解させるとともに、情報を主体的に選択し、分析・評価し、適切に活用することができるようにします。  | 小・中：区市町村<br>高：都    | ◆情報モラル教育の推進<br>・「SNS東京ルール」に基づき、スマートフォンやSNSを適切に活用することについて、児童・生徒が主体的に考えさせる指導を行っています。  | 小・中：区市町村<br>高：都    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                      |  |                 | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |                 |
|-------------------------------|----------------------|--|-----------------|--|-----------------|
| No.                           | 所管局                  | 取組内容   | 実施主体            | 現在の取組内容  | 実施主体            |
| 64                            | 教育庁                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導等</li> <li>・都内全公立学校を対象に学校非公式サイト<sup>※</sup>の監視を行い、有害情報から子供を守ります。</li> <li>・都立学校全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施し、インターネット等の適正利用に関する実践的な啓発・指導を行います。</li> <li>・教員向け指導資料と児童・生徒向けリーフレットを作成・配布し、学校での継続的な啓発・指導を支援します。</li> </ul> | 小・中：区市町村<br>高：都 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導等</li> <li>・都内全公立学校を対象に学校非公式サイトを巡回し、不用意な書込みにより自分や他人の個人情報を漏らさないよう子供を守ります。</li> <li>・情報モラル等情報活用能力を向上させるため、指導資料を作成し、都内公立学校に配布しています。</li> </ul>         | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 65                            | 都民安全推進本部             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ファミリールール講座」</li> <li>・インターネットや携帯電話の適正な利用について、保護者等を対象に「ファミリールール講座」等を実施し、子供とメディアの関わり方について、家庭でのルール作りを推進するとともに、学校等に講師を派遣し、生徒自身による自主ルール作りを支援します。</li> </ul>  | 都               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ファミリールール講座」</li> <li>・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、生徒自身による自主ルール作りの支援、大学生を活用したグループワークなどを実施しています。</li> </ul>                     | 都               |
| 2-（2）社会貢献の精神の育成               |                      |  |                 |  |                 |
| 社会貢献意識（とその実践力）の育成             |                      |  |                 |  |                 |
| 66                            | 教育庁                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小・中学校における奉仕活動の促進</li> <li>・子供たちが社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学ぶ取組を推進します。</li> <li>・くじけずやり遂げようとする意欲や忍耐力、身近な人々や社会のために進んで活動しようとする思いやりの心を培い、家族や友人との関わりを深め、豊かな人間関係を築くことを応援します。</li> </ul>  | 区市町村            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小・中学校における奉仕活動の促進</li> <li>・子供たちが、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立つようとする意欲を高めたりするための、道徳教育の充実を推進しています。</li> </ul>  | 区市町村            |
| 67                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.30) | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都立高校の新教科「人間と社会（仮称）」の推進</li> <li>・人としての生き方の指針となる道徳的な価値の理解を深める学習と、社会との関わりの中で自分の生き方を考え行動する力を育成するキャリア教育に関する学習を、演習や体験活動を通じて一体的に学びます。</li> </ul>   | 都               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都立高校の新教科「人間と社会（仮称）」の推進</li> <li>・平成28年度より、「人間と社会」として全ての都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）で実施しています。</li> </ul>  | 都               |
| 68                            | 教育庁                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境学習の推進</li> <li>・地球規模で課題解決が求められている環境問題について、体験的な活動等を取り入れた環境教育を通して、次代を担う子供たちが環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に参加していこうという態度を養います。</li> </ul>   | 小・中：区市町村<br>高：都 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境教育の推進</li> <li>・環境教育に関する指導資料の作成等を通して、児童・生徒が、地域や地球規模の環境問題について、自ら課題として考え解決していくための資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>   | 都               |
| 69                            | 教育庁                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災教育の推進</li> <li>・防災に関する社会的要請を踏まえ、都立高校において生徒による実践を通じた防災教育を展開し、家庭、学校、近隣住民等の安全を支える高い社会貢献意識と実践力を兼ね備えた人間の育成に取り組まします。</li> </ul>  | 都               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災教育の推進</li> <li>・全ての全日制及び一部の定時制の都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施しています。また、被災地での交流活動、復興支援ボランティア体験、「防災士」資格取得を目的として、合同防災キャンプを実施するとともに、各校の防災教育に関する取組を推進するために、防災サミットを開催しています。</li> </ul> | 都               |
| 2-（3）健康・安全に生活できる力を養う          |                      |  |                 |  |                 |
| 健康教育の推進                       |                      |  |                 |  |                 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                      |  |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |                 |
|-------------------------------|----------------------|--|---------------------|--|-----------------|
| No.                           | 所管局                  | 取組内容   | 実施主体                | 現在の取組内容  | 実施主体            |
| 70                            | 教育庁                  | <p>◆心の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心のケアを十分に行い、問題行動（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ・不登校など）の未然防止及び解決に取り組みます。</li> <li>全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。</li> <li>精神科専門医を派遣して相談を実施しています。</li> <li>東京都教育相談センターでは、電話・メール・来所相談等を実施しているほか、学校に対しアドバイザースタッフを派遣しています。</li> </ul>    | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆心の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心のケアを十分に行い、問題行動等（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺、不登校など）の未然防止及び解決に取り組みます。</li> <li>全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。</li> </ul>   | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 71                            | 教育庁                  | <p>◆性感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性や生命の大切さについての正確な知識と意識をもち、正しい行動選択ができるように取り組みます。</li> <li>産婦人科医による学校相談活動を実施しています。</li> <li>エイズへの理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットを作成し、意識啓発を図っています。</li> </ul>  | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆性感染症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、平成31年3月に「性教育の手引」を改訂し、性感染症予防を含む性教育の実施を支援しています。</li> <li>産婦人科医による学校相談活動は都立部が所管している。</li> </ul>  | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 72                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.36) | <p>◆食物アレルギーの事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。</li> </ul>  | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆食物アレルギーの事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。</li> </ul>  | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 73                            | 教育庁                  | <p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及しています。</li> <li>危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼします。</li> <li>児童・生徒が正しい知識を持ち、薬物に対して誘惑に負けない行動力が身に付くよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。</li> </ul> | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及しています。</li> <li>危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼします。</li> <li>児童・生徒が正しい知識を持ち、薬物に対して誘惑に負けない行動力が身に付くよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。</li> </ul> | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 74                            | 教育庁                  | <p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。</li> <li>学校給食に地場産物を活用することで、地域の産業や食文化への理解を深めます。</li> </ul>   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。</li> <li>学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。</li> </ul>  | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| H I V / エイズについての普及・啓発活動       |                      |  |                     |  |                 |
| 75                            | 福祉保健局                | <p>◆相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所や「東京都H I V / エイズ電話相談」での相談や、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会を実施し、広く啓発を行っています。</li> </ul>  | 都<br>区市町村           | <p>◆相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所や「東京都H I V / エイズ電話相談」での相談、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会の実施など、広く啓発を行っています。</li> </ul>  | 都<br>区市町村       |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）           |          |  |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                 |
|---|----------|--|---------------------|---|-----------------|
| No.                                     | 所管局      | 取組内容   | 実施主体                | 現在の取組内容   | 実施主体            |
| 76                                      | 福祉保健局    | <p>◆エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>池袋保健所「AIDS知ろう館」に設置された、若者を中心としたあらゆる人が、いつでもHIV／エイズとその周辺にある多くの課題を知るために、資料を見たり、オープンに話をする場です。都内の青少年センターや大学等へも出張し予防啓発活動を実施しています。</li> <li>学生団体やボランティア団体等と連携して、大学祭やイベント等で啓発を行うとともに団体間のネットワーク構築の支援を行っています。</li> </ul>                        | 都                   | <p>◆エイズ啓発拠点事業（ふぉー・てぃー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若年層がHIV／エイズの予防について学び、自発的に感染予防行動を取るための大切さを伝えるため、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加を通じて、若年層への働きかけを行うとともに、都内各地の青少年センターや大学等に出向き、啓発活動を実施しています。</li> <li>自主的な啓発活動に取り組む学生団体やボランティア団体等からの相談を受け、助言等を行うとともに、団体同士の協力関係を構築するためのネットワーク会議を実施します。</li> </ul>  | 都               |
| 77                                      | 福祉保健局    | <p>◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同年代の若者に対して、HIV／エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。</li> </ul>  | 都                   | <p>◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同年代の若者同士が、HIV／エイズや命の大切さについて一緒に学び・考える普及啓発活動への支援として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。</li> </ul>  | 都               |
| 安全教育・防災教育                               |          |  |                     |   |                 |
| 78                                      | 教育庁      | <p>◆「安全教育プログラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次代の東京を担う子供たち自身に、犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育が各学校において充実することを目指し、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」を統合した安全教育を推進します。</li> <li>「生活安全」は、日常生活で起こる事件・事故とその対処、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全、「災害安全」は、様々な災害発生時における危険とその対処について学びます。</li> </ul> | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆「安全教育プログラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。</li> <li>○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布しています。</li> <li>○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載しています。</li> <li>○幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催しています。</li> </ul> | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 79                                      | 教育庁生活文化局 | <p>◆「防災ノート」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が災害時に適切に行動できるように、総務局で作成する防災ブックを活用して、保護者とともに家庭で学習できる防災ノートを作成・配布します。</li> </ul>  | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | <p>◆「防災ノート～災害と安全～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災教育の推進</li> <li>「防災ノート～災害と安全～」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成します。</li> <li>また、国立・私立学校においては、「防災ノート～災害と安全～」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行います。</li> </ul>   | 小・中：区市町村<br>高：都 |
| 2-（4）子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保 |          |  |                     |   |                 |
| 地域の居場所づくり                               |          |  |                     |   |                 |
| 80                                      | 福祉保健局    | <p>◆児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。</li> <li>・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。</li> </ul>  | 区市町村                | <p>◆児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。</li> <li>・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。</li> </ul>   | 区市町村            |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                   |  |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |           |
|-------------------------------|-------------------|--|---------------------|--|-----------|
| No.                           | 所管局               | 取組内容   | 実施主体                | 現在の取組内容  | 実施主体      |
| 81                            | 福祉保健局<br>教育庁      | ◆放課後子ども総合プラン<br>・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。<br>・放課後子供教室を全小学校区で展開し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。<br>・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図ります。 | 区市町村                | ◆新・放課後子ども総合プラン<br>・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。<br>・放課後子供教室を全小学校区で展開し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。<br>・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図ります。   | 区市町村      |
| 自然体験・スポーツ・文化活動の推進             |                   |  |                     |  |           |
| 82                            | 教育庁               | ◆青少年教育施設（「東京文化スポーツ館」、「高尾の森わくわくビレッジ」）<br>・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。  | 都                   | ◆青少年教育施設（「東京スポーツ文化館」、「高尾の森わくわくビレッジ」）<br>・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。  | 都         |
| 83                            | オリンピック・パラリンピック準備局 | ◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成<br>・子供たちが身近な地域で楽しみながら体を動かす機会を提供することができるよう地域におけるスポーツ活動を推進します。  | 都<br>区市町村           | ◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成<br>・子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場である地域スポーツクラブの設立・育成を支援しています。<br><br>現在の主な取組内容は以下のとおり。<br>○東京都地域スポーツクラブ設立支援協議会を開催し、クラブ設立及び活動の支援策の検討<br>○地域スポーツクラブの設立を支援するため、行政担当者等を対象としたセミナーの実施<br>○地域スポーツクラブに関する情報提供サイトである地域スポーツクラブサポートネットの運用（（公財）東京都スポーツ文化事業団と連携）<br>○東京都広域スポーツセンター事業として、クラブマネージャー養成講習会ほか各種研修会等を実施し、クラブ設立・活動の核となる人材の養成事業の実施（（公財）東京都スポーツ文化事業団と連携） | 都<br>区市町村 |
| 84                            | 生活文化局             | ◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム<br>・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。  | 都                   | ◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム<br>・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。  | 都         |
| 85                            | 生活文化局             | ◆芸術文化を通じた子供たちの育成<br>・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。  | 都                   | ◆芸術文化を通じた子供たちの育成<br>・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。  | 都         |
| 社会参加・社会貢献活動の推進                |                   |  |                     |  |           |
| 86                            | 教育庁               | ◆奉仕体験活動の充実<br>・生徒が奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進しています。   | 小・中：区<br>市町村<br>高：都 | ◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施<br>・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。   | 都         |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |          |  |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |      |
|-------------------------------|----------|--|-----------|---|------|
| No.                           | 所管局      | 取組内容   | 実施主体      | 現在の取組内容   | 実施主体 |
| 87                            | 生活文化局    | ◆地域の底力再生事業助成について<br>・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。  | 都         | ◆地域の底力再生事業助成について<br>・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。   | 都    |
| 88                            | 産業労働局    | ◆おもてなし親善大使<br>・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。  | 都         | ◆おもてなし親善大使<br>・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。   | 都    |
| 3 社会的・職業的自立を支援                |          |  |           |   |      |
| 3-（1）就業能力・意欲の習得の促進            |          |  |           |   |      |
| 就業能力・意欲の習得                    |          |  |           |   |      |
| 89                            | 教育庁生活文化局 | ◆中学校の職場体験「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo」<br>・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めています。  | 都<br>区市町村 | ◆中学校の職場体験「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo」<br>・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めています。   |      |
| 90                            | 教育庁      | ◆インターンシップ<br>・高校の生徒・学生が在学中に産業の現場などで、学習内容や将来の進路に関連した就業体験を行う取組を推進します。  | 都         | ◆インターンシップ<br>・一部の都立高校においては、「人間と社会」における体験活動として、インターンシップを実施します。<br>・また、国際ロータリークラブと連携したインターンシップ事業を実施します。   | 都    |
| 91                            | 教育庁      | ◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム<br>・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。  | 都         | ◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム<br>・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。   | 都    |
| 3-（2）職業教育、職業訓練の充実             |          |  |           |   |      |
| 専門高校                          |          |  |           |   |      |
| 92                            | 教育庁      | ◆国際関係に関する学科<br>・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色の国際高校と、「船」「海洋」「寄宿舍」という教育環境を生かし、体験型国際教育等の特色ある教育を実施する大島海洋国際高校があります。平成27年4月には、国際高校に海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を新たに設置しました。【国際、大島海洋国際】 | 都         | ◆国際関係に関する学科<br>・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。<br>・国際高校では、多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色です。国際高校には、海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を設置しています。<br>・大島海洋国際高校では「海洋国際科」として、「船」「海洋」「寄宿舍」という教育環境を生かし、実践的な海洋教育やグローバル人材の育成に力を入れています。（大島海洋国際高校では、国際社会で活躍できる海洋人材の育成を目指して令和3年4月からの学科改編を予定しています）【国際、大島海洋国際】 | 都    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                      |   |      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                                      |
|-------------------------------|----------------------|---|------|---|--------------------------------------|
| No.                           | 所管局                  | 取組内容  | 実施主体 | 現在の取組内容   | 実施主体                                 |
| 93                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.13) | ◆科学技術高校（科学技術科）<br>・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】             | 都    | ◆科学技術高校（科学技術科）<br>・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】                       | 都                                    |
| 94                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.14) | ◆産業高校（産業科）<br>・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】               | 都    | ◆産業高校（産業科）<br>・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橋、八王子桑志】                         | 都                                    |
| 95                            | 教育庁                  | ◆デュアルシステム科<br>・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科】 | 都    | ◆デュアルシステム科<br>・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科、葛西工業、多摩工業】 | 都                                    |
| 96                            | 教育庁<br>(再掲<br>No.15) | ◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）<br>・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】                                  | 都    | ◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）<br>・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】  | 都                                    |
| 97                            | 教育庁                  | ◆総合芸術高校（芸術科）<br>・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】   | 都    | ◆総合芸術高校（芸術科）<br>・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】   | 都                                    |
| 新規                            | 総務局                  |   |      | ◆都立産業技術高等専門学校（荒川キャンパス）<br>・航空宇宙工学コースの2年生から5年生を対象に、航空整備技術を有し、かつ技術知識レベルの高度化に対応できる人材の育成を目的とした、航空技術者育成プログラムを開設しています。  | 公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都立大学法人」へ名称変更予定） |
| 産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施         |                      |   |      |   |                                      |
| 98                            | 教育庁                  | ◆デュアルシステムの推進<br>・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。     | 都    | ◆デュアルシステムの推進<br>・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。               | 都                                    |
| 99                            | 産業労働局<br>教育庁         | ◆都立高校と職業訓練機関との連携<br>・職業能力開発センター等において、都立高校生を対象とした資格取得等のための夏季集中講座を実施しています。  | 都    | ◆都立高校と職業訓練機関との連携<br>・職業能力開発センター等において、ものづくり教育及びものづくりを支える人材を育成するため、都立高校生を対象とした資格取得等の講座を実施しています。   | 都                                    |
| 100                           | 教育庁                  | ◆企業OBを含めた熟練技能者の活用<br>・都立工業高校の授業に外部人材を活用し、高度な技術・技能が習得できるようにします。  | 都    | ◆企業OBを含めた熟練技能者の活用<br>・工業高校入学生のものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演等を行う「ものづくり人材育成プログラム」を実施します。  | 都                                    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |  |                              | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |                                       |
|-------------------------------|-------|--|------------------------------|--|---------------------------------------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容   | 実施主体                         | 現在の取組内容  | 実施主体                                  |
| 複線型ものづくり人材育成ルートの構築            |       |  |                              |  |                                       |
| 101                           | 総務局   | ◆都立産業技術高等専門学校<br>・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。   | 公立大学法人首都大学東京                 | ◆都立産業技術高等専門学校<br>・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。   | 公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定） |
| 102                           | 総務局   | ◆工業高校から高等専門学校への編入促進<br>・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。   | 都立産業技術高等専門学校<br>公立大学法人首都大学東京 | ◆工業高校から高等専門学校への編入促進<br>・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。   | 公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定） |
| 職業訓練                          |       |  |                              |  |                                       |
| 103                           | 産業労働局 | ◆若年者に対する職業訓練の充実<br>・25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援していきます。<br>・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」及びアルバイト等を繰り返している者等、主に就業経験の浅い若者を対象とした「わかもの人材養成科」を、城東職業能力開発センターに新たに設置し、様々な業種や職種の基礎訓練に加え、キャリアカウンセリングを行うことにより、それぞれの希望と適性に合った就業を支援していきます。 | 都                            | ◆若年者に対する職業訓練の充実<br>・30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援しています。<br>・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」を城東職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センターに、また、主に就業経験の浅い若者を対象とした「エンジニア基礎養成科」を城東職業能力開発センターに、「電気制御基礎養成科」を多摩職業能力開発センターに設置し、ものづくり作業を通じて企業で行われている多様な仕事を理解し、自分を活かせる職種を見つけることで就業を支援しています。 | 都                                     |
| 3-（3）様々な就業支援                  |       |  |                              |  |                                       |
| 就業支援                          |       |  |                              |  |                                       |
| 104                           | 産業労働局 | ◆若者と企業のマッチング機会の確保<br>・未内定の学生等に対して、若者と企業のマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。<br>・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。   | 都                            | ◆若者と企業のマッチング機会の確保<br>・未内定の学生等に対して、中小企業とのマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。<br>・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。   | 都                                     |
| 105                           | —     | ◆新卒応援ハローワーク<br>・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。<br>・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。   | 国（東京労働局）                     | ◆新卒応援ハローワーク<br>・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。<br>・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。   | 国（東京労働局）                              |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |  |          | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |          |
|-------------------------------|-------|--|----------|--|----------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容   | 実施主体     | 現在の取組内容  | 実施主体     |
| 106                           | —     | ◆わかものハローワーク<br>・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。<br>・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。 | 国（東京労働局） | ◆わかものハローワーク<br>・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。<br>・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。   | 国（東京労働局） |
| 107                           | 産業労働局 | ◆東京しごとセンターヤングコーナー<br>・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じて支援しています。<br>・カウンセリング・セミナーや各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行うことにより、就職活動の各段階に応じ、きめ細かく若年求職者を支援しています。                 | 都        | ◆東京しごとセンターヤングコーナー<br>・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じてきめ細かく支援しています。<br>・カウンセリング、セミナー及び各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行っています。   | 都        |
| 108                           | 産業労働局 | ◆起業支援<br>・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げています。<br>・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供しています。        | 都        | ◆起業支援<br>・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げています。<br>・次代を担う小中学生が、起業を身近に感じ、将来の職業の選択肢とすることができるよう環境作りに向けて、学校での起業家教育の支援や、学校以外でも起業を学ぶことができるイベントを行います。<br>・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供しています。 | 都        |
| 新規                            | 産業労働局 |  |          | ◆就農支援（平成29年度より開始）<br>・青年農業者の育成・指導に取り組み、都内の先進的農業者を「東京都指導農業者」として都知事が認定し、東京農業の担い手育成活動を推進しています。<br>・青年農業者等育成センター（(公財)東京都農林水産振興財団を指定）に、「就農コンシェルジュ」を設置し、女性の就農相談や指導農業者等を講師とする研修を実施しています。  | 都        |
| 3-（4） 社会生活において必要な知識の付与        |       |  |          |  |          |
| 社会形成への参画支援                    |       |  |          |  |          |
| 109                           | 教育庁   | ◆法に関する教育の推進<br>・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施しています。<br>・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行っています。                                   | 都        | ◆法に関する教育の推進<br>・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施しています。<br>・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行っています。   | 都        |
| 110                           | 生活文化局 | ◆消費者教育<br>・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施しています。<br>・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供しています。                                   | 都        | ◆消費者教育<br>・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施しています。<br>・学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供しています。   | 都        |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                          |   |                 | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                 |
|-------------------------------|--------------------------|---|-----------------|---|-----------------|
| No.                           | 所管局                      | 取組内容  | 実施主体            | 現在の取組内容   | 実施主体            |
| 111                           | —                        | ◆労働法制の普及等に関する取組<br>・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組みます。  | 国（東京労働局）        | ◆労働法制の普及等に関する取組<br>・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組みます。  | 国（東京労働局）        |
| 112                           | 産業労働局                    | ・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。   | 都               | ・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。   | 都               |
| 犯罪被害の防止のための普及啓発等              |                          |   |                 |   |                 |
| 113                           | 警視庁<br>都民安全推進本部          | ◆サイバー犯罪被害等の防止<br>・サイバー犯罪に巻き込まれるおそれのある大学生、若手社会人等を対象とした被害防止及びネットリテラシー向上のための啓発講習会を実施するとともに、警視庁と連携した被害防止キャンペーン等を開催しています。  | 都               | ◆インターネット等を利用した犯罪対策<br>・インターネット等を利用した犯罪に巻き込まれるおそれのある大学生、若手社会人、高齢者等を対象とした被害及び加害行為の防止並びにネットリテラシー向上のための啓発講習を実施しています。  | 都               |
| 114                           | 警視庁<br>都民安全推進本部<br>生活文化局 | ◆DV、ストーカー被害の防止<br>・警視庁、関係機関等と連携し、ストーカー行為が凶悪事件へ発展する危険性やストーカー事案を認知した際の対処方法等についてのリーフレットを作成、配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っています。<br>・配偶者暴力やデートDVの未然防止のため、配偶者や交際相手からの暴力に関するパンフレットやPRカードの配布、講演会等を実施しています。   | 都               | ◆女性に対する犯罪の防止対策<br>・関係機関等と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場（大学、専門学校等）での具体的被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起しています。                                     | 都               |
| 4 学びの機会の確保                    |                          |   |                 |   |                 |
| 4-（1）就園・就学支援                  |                          |   |                 |   |                 |
| 就園支援                          |                          |   |                 |   |                 |
| 115                           | 生活文化局                    | ◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助<br>・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。   | 区市町村            | ◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助<br>・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。   | 区市町村            |
| 就学支援                          |                          |   |                 |   |                 |
| 116                           | 教育庁                      | ◆就学援助<br>・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。  | 区市町村            | ◆就学援助<br>・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。  | 区市町村            |
| 117                           | 教育庁                      | ◆特別支援教育就学奨励費<br>・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。<br>・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。 | 小・中：区市町村<br>高：都 | ◆特別支援教育就学奨励費<br>・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。<br>・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。 | 小・中：区市町村<br>高：都 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |             |   |                    | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |  |
|-------------------------------|-------------|---|--------------------|---|--|
| No.                           | 所管局         | 取組内容  | 実施主体               | 現在の取組内容   | 実施主体                                       |
| 118                           | 教育庁生活文化局総務局 | <p>◆就学支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。</li> <li>・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。</li> <li>・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。</li> </ul> | 都                  | <p>◆就学支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。</li> <li>・私立の高等学校及び都立の高等専門学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。</li> <li>・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。また、都立産業技術高等専門学校においても同様の仕組みとなっています。</li> <li>・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。</li> </ul> | 都  |
| 119                           | 教育庁生活文化局総務局 | <p>◆学び直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。</li> </ul>   | 都                  | <p>◆学び直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。</li> </ul>   | 都  |
| 120                           | 教育庁生活文化局総務局 | <p>◆高校生等のための奨学給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。</li> </ul>  | 都<br>公益財団法人東京都私学財団 | <p>◆高校生等のための奨学給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。</li> </ul>  | 都<br>公益財団法人東京都私学財団                         |
| 121                           | 教育庁総務局      | <p>◆家計急変世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。</li> </ul>   | 都                  | <p>◆家計急変世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。</li> </ul>   | 都<br>公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定） |
| 122                           | 生活文化局       | <p>◆私立高校等授業料軽減助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。</li> </ul>  | 公益財団法人東京都私学財団      | <p>◆私立高校等授業料軽減助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。</li> </ul>  | 公益財団法人東京都私学財団                              |
| 奨学金等                          |             |   |                    |   |  |
| 新規                            | 総務局         |   |                    | <p>◆都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の経済状況が教育の格差につながることをないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援を行う。</li> </ul>   | 都  |
| 123                           | 生活文化局       | <p>◆東京都育英資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内在住の高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方を対象に、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利息で奨学金を貸し付ける制度です。</li> </ul>   | 公益財団法人東京都私学財団      | <p>◆東京都育英資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける制度です。</li> </ul>   | 公益財団法人東京都私学財団                              |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |        |   |                     | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |                     |
|-------------------------------|--------|---|---------------------|--|---------------------|
| No.                           | 所管局    | 取組内容  | 実施主体                | 現在の取組内容  | 実施主体                |
|                               | 新規 教育庁 |   |                     | ◆給付型奨学金による支援<br>・家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物支給による奨学金の形で支給します。  | 都                   |
| 124                           | —      | ◆大学生等への奨学金等<br>・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないよう、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。   | 国<br>独立行政法人日本学生支援機構 | ◆大学生等への奨学金等<br>・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないよう、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。                                      | 国<br>独立行政法人日本学生支援機構 |
| 125                           | 福祉保健局  | ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<br>・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。  | 区市、<br>町村は都         | ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<br>・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。 | 区市、<br>町村は都         |
| 4-（2）様々な学習支援                  |        |   |                     |  |                     |
| 学習や進学への支援                     |        |   |                     |  |                     |
| 126                           | 福祉保健局  | ◆被保護者自立促進事業<br>・小中学生及び高校生がいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。   | 区市、<br>町村は都         | ◆被保護者自立促進事業<br>・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小4～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。       | 区市、<br>町村は都         |
| 127                           | 福祉保健局  | ◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援<br>・生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組により、都内全域での支援体制を整備していきます。  | 区市、<br>町村は都         | ◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援<br>・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。                           | 区市、<br>町村は都         |
| 128                           | 福祉保健局  | ◆ひとり親家庭の子供の学習支援の推進<br>（ひとり親家庭の子供サポートモデル事業）<br>・ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。<br>（学習支援の推進）<br>・ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進します。 | 都                   | ◆ひとり親家庭等生活向上事業（No.228）<br>・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。   | 区市町村                |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |  |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |           |
|-------------------------------|-------|--|-----------|--|-----------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容   | 実施主体      | 現在の取組内容  | 実施主体      |
| 129                           | 福祉保健局 | ◆受験生チャレンジ支援貸付事業<br>・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。                       | 区市町村      | ◆受験生チャレンジ支援貸付事業<br>・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。                     | 区市町村      |
| 130                           | 教育庁   | ◆子供の学習支援<br>・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学習支援活動を実施しています。<br>・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するとともに、活動を通じて地域のつながり、絆を強化し地域の教育力の向上を図ります。 | 小・中：区市町村  | ◆子供の学習支援<br>・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学習支援活動を実施しています。<br>・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するとともに、活動を通じて地域のつながり、絆を強化し地域の教育力の向上を図ります。 | 小・中：区市町村  |
| 基本方針Ⅲ 子供・若者の育成環境の整備           |       |  |           |  |           |
| 1 家庭の養育力・教育力の向上               |       |  |           |  |           |
| 1-（1）子育て支援の充実                 |       |  |           |  |           |
| 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実            |       |  |           |  |           |
| 131                           | 福祉保健局 | ◆保健所・保健センター<br>・妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点です。<br>・子供と子育てで家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげます。     | 区市町村      | ◆保健所・保健センター<br>・妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点です。<br>・子供と子育てで家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげます。     | 区市町村      |
| 132                           | 福祉保健局 | ◆子供家庭支援区市町村包括補助事業<br>・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援しています。                       | 都         | ◆子供家庭支援区市町村包括補助事業<br>・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援しています。                       | 都         |
| 133                           | 福祉保健局 | ◆妊婦健康診査受診促進事業<br>・妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促進するとともに、悩みや不安がある場合には、区市町村や都の相談窓口への相談を促すための普及啓発を行います。                                 | 区市町村<br>都 | ◆妊婦健康診査受診促進事業<br>・広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促します。   | 区市町村<br>都 |
| 134                           | 福祉保健局 | ◆妊娠・出産包括支援推進事業<br>・都は、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援します。  | 都         | 事業終了   | 都         |
| 135                           | 福祉保健局 | ◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）<br>・保健師等の専門職を配置して、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対し、専門職の配置経費を補助し、取組の一層の充実を促します。                                 | 区市町村      | ◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）<br>・全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援します。                                | 区市町村      |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |  |      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |      |
|-------------------------------|-------|--|------|--|------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容   | 実施主体 | 現在の取組内容  | 実施主体 |
| 136                           | 福祉保健局 | ◆子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援します。   | 区市町村 | 事業終了   | 区市町村 |
| 137                           | 福祉保健局 | ◆要支援家庭の早期発見に向けた取組<br>・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。  | 区市町村 | ◆要支援家庭の早期発見に向けた取組<br>・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。  | 区市町村 |
| 138                           | 福祉保健局 | ◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業<br>・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。   | 区市町村 | ◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業<br>・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。   | 区市町村 |
| 139                           | 福祉保健局 | ◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・地域の子供と家庭を支援するため、子供家庭支援センターの取組を支援しています。<br>・子供家庭支援センターは、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供や調整、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となっています。<br>・また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援しています。 | 区市町村 | ◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。 | 区市町村 |
| 140                           | 福祉保健局 | ◆子育て短期支援事業実施施設の整備<br>・保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援します。  | 区市町村 | ◆子育て短期支援事業実施施設の整備<br>・保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援します。  | 区市町村 |
| 141                           | 福祉保健局 | ◆養育支援訪問事業<br>・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。  | 区市町村 | ◆養育支援訪問事業<br>・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。  | 区市町村 |
| 142                           | 福祉保健局 | ◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。   | 区市町村 | ◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。   | 区市町村 |
| 143                           | 福祉保健局 | ◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る区市町村の取組を支援します。   | 区市町村 | ◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）<br>・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。   | 区市町村 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |               |  |      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |      |
|-------------------------------|---------------|--|------|--|------|
| No.                           | 所管局           | 取組内容   | 実施主体 | 現在の取組内容  | 実施主体 |
| 144                           | 都民安全推進本部生活文化局 | <p>◆こころの東京塾</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供を社会性をもった大人に育てるためには、人間形成の基礎を培う段階から「規範意識」を持たせることが重要です。</li> <li>・乳幼児期から親がためらうことなく「しつけ」を当たり前のこととして行い、地域社会にはそれを後押しすることが求められます。</li> <li>・このため、区市町村が、親の子育ての不安を軽くし、親が自信を持って子育て・しつけができるよう勇気づけるとともに、親自身の意識や行動を見直してもらうきっかけ作りとなる講座を実施する取組を支援します。</li> <li>・都は、プログラムの提供と講師等の人材を養成し派遣しています。</li> </ul> | 区市町村 | 事業終了   | —    |
| 145                           | 福祉保健局         | <p>◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組み区市町村を支援しています。</li> </ul>   | 区市町村 | <p>◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組み区市町村を支援します。</li> </ul>   | 区市町村 |
| 146                           | 福祉保健局         | <p>◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>  | 区市町村 | <p>◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>  | 区市町村 |
| 147                           | 福祉保健局         | <p>◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子供家庭支援区市町村包括補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>  | 区市町村 | <p>◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。</li> </ul>  | 区市町村 |
| 148                           | 福祉保健局         | <p>◆一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。</li> </ul>   | 区市町村 | <p>◆一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。</li> </ul>   | 区市町村 |
| 149                           | 福祉保健局         | <p>◆保育サービスの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。</li> <li>・多様な保育ニーズに対応した保育サービスを実施する区市町村を支援します。（夜間保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など）</li> </ul>   | 区市町村 | <p>◆保育サービスの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。</li> <li>・多様な保育ニーズに対応した保育サービスを実施する区市町村を支援します。（夜間保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など）</li> </ul> | 区市町村 |
| 相談体制等                         |               |  |      |  |      |
| 150                           | 福祉保健局         | <p>◆女性の健康等に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応しています。</li> </ul>  | 都    | <p>◆女性の健康等に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応しています。</li> </ul>  | 都    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |        |   |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |           |
|-------------------------------|--------|---|-----------|---|-----------|
| No.                           | 所管局    | 取組内容  | 実施主体      | 現在の取組内容   | 実施主体      |
| 151                           | 福祉保健局  | ◆TOKYO子育て情報サービス<br>・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図っています。  | 都         | ◆TOKYO子育て情報サービス<br>・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。  | 都         |
| 152                           | 福祉保健局  | ◆東京都こども医療ガイド<br>・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。  | 都         | ◆東京都こども医療ガイド<br>・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。  | 都         |
| 153                           | 福祉保健局  | ◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」<br>・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応しています。   | 都         | ◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」<br>・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応しています。                               | 都         |
| 154                           | 福祉保健局  | ◆「母と子の健康相談室」（小児救急相談）<br>・保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、母と子の健康に関する不安や悩みに対して電話相談を行っています。<br>・子供の健康上の相談、育児相談、妊娠中の健康や生活の相談など、母と子の健康に関する相談に、経験豊富な保健師や助産師がお答えしています。<br>・また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談にお答えします。 | 都         | ◆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）<br>・子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図ります。   | 都         |
| 155                           | 福祉保健局  | ◆4152（よいこに）電話<br>・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えています。  | 都         | ◆4152（よいこに）電話<br>・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。  | 都         |
| 周産期・小児救急医療体制整備の推進             |        |   |           |   |           |
| 156                           | 福祉保健局  | ◆総合的な周産期医療体制の確保<br>・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。  | 都         | ◆総合的な周産期医療体制の確保<br>・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。                            | 都         |
| 157                           | 福祉保健局  | ◆小児救急医療体制の確保<br>・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。                       | 都<br>区市町村 | ◆小児救急医療体制の確保<br>・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。 | 都<br>区市町村 |
| 子育てにやさしい環境の整備                 |        |   |           |   |           |
| 158                           | 住宅政策本部 | ◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進<br>・子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。  | 都         | ◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進<br>・子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。  | 都         |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |   |      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                    |
|-------------------------------|-------|---|------|---|--------------------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容  | 実施主体 | 現在の取組内容   | 実施主体               |
| 159                           | 福祉保健局 | ◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」<br>・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めています。   | 都    | ◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」<br>・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めます。   | 都                  |
| 160                           | 福祉保健局 | ◆子育て応援とうきょう会議の運営<br>・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。<br>(1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営<br>(2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進<br>(3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施  | 都    | ◆子育て応援とうきょう会議の運営<br>・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。<br>(1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営<br>(2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進<br>(3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施  | 都                  |
| 161                           | 福祉保健局 | ◆東京子育て応援事業<br>・安心して子育てができる環境を整備するため、都の出えんや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施します。  | 都    | ◆子供が輝く東京・応援事業<br>・社会全体で子育てを支えることを目的として、都の出えん等による基金を活用し、NPO法人等による、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を支援するため、新たに実施する事業（定額助成）と、既存事業のレベルアップにつながる事業（成果連動型助成）に対して、助成金を交付します。  | 都【公益財団法人東京都福祉保健財団】 |
| 162                           | 生活文化局 | ◆ワーク・ライフ・バランスの充実<br>・「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」を作成し、結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、将来社会を担う若者が職業生活のあり方やワーク・ライフ・バランスの重要性を学ぶことができるよう、大学におけるキャリア・デザイン教育を支援しています。<br>・夫婦でワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施しています。   | 都    | ◆ライフ・ワーク・バランスの充実<br>・男性の家事育児参画を応援するWebサイト「パパズ・スタイル」において、男性に役立つ家事育児の実践方法や意識啓発につながる記事を掲載し、男性やそのパートナー、親や上司の世代等社会全体に対し気運醸成を行っています。<br>・「若者に向けたキャリアデザインコンテンツ」を作成し、結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、将来社会を担う若者が職業生活のあり方やワーク・ライフ・バランスの重要性を学ぶことができるよう、若者のキャリア・デザイン教育を支援しています。<br>・夫婦でライフ・ワーク・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施しています。       | 都                  |
| 163                           | 産業労働局 | ◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進<br>・仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ワーク・ライフ・バランス等、「働き方の見直し」について社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図っています。<br>・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。 | 都    | ◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進<br>・仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ワーク・ライフ・バランス等、「働き方の見直し」について社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図っています。<br>・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。 | 都                  |
| 1-(2) 家庭教育への支援                |       |   |      |   |                    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                             |  |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |           |
|-------------------------------|-----------------------------|--|-----------|--|-----------|
| No.                           | 所管局                         | 取組内容   | 実施主体      | 現在の取組内容  | 実施主体      |
| 就学前教育の充実                      |                             |  |           |  |           |
| 164                           | 教育庁<br>(再掲<br>No.1)         | <p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進します。</li> </ul>  | 都<br>区市町村 | <p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。</li> </ul>  | 都<br>区市町村 |
| 165                           | 教育庁<br>(再掲<br>No.2)         | <p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。</li> </ul>   | 都<br>区市町村 | <p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。</li> </ul>   | 都<br>区市町村 |
| 166                           | 生活文化<br>局                   | <p>◆私立幼稚園等への助成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。</li> </ul> </li> <li>(2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。</li> </ul> </li> <li>(3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。</li> </ul> </li> </ol> | 都<br>区市町村 | <p>◆私立幼稚園等への助成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。</li> </ul> </li> <li>(2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。</li> </ul> </li> <li>(3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。</li> </ul> </li> </ol> | 都<br>区市町村 |
| 167                           | 生活文化<br>局                   | <p>◆私立幼稚園等における預かり保育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</li> </ul> </li> <li>(2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。</li> </ul> </li> </ol>  | 都<br>区市町村 | <p>◆私立幼稚園等における預かり保育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。</li> </ul> </li> <li>(2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。</li> <li>・また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設等との連携による卒園時児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「T O K Y O子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行います。</li> </ul> </li> </ol>   | 都<br>区市町村 |
| 168                           | 生活文化<br>局<br>(再掲<br>No.115) | <p>◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</li> </ul>   | 都<br>区市町村 | <p>◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。</li> </ul>   | 都<br>区市町村 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |     |  |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |           |
|-------------------------------|-----|--|-----------|--|-----------|
| No.                           | 所管局 | 取組内容   | 実施主体      | 現在の取組内容  | 実施主体      |
| 169                           | 教育庁 | ◆公立幼稚園における預かり保育の充実<br>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。  | 都<br>区市町村 | ◆公立幼稚園における預かり保育の充実<br>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。  | 都<br>区市町村 |
| 地域における家庭教育支援活動の促進             |     |  |           |  |           |
| 170                           | 教育庁 | ◆地域の家庭教育支援活動の取組支援<br>・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。   | 都         | ◆地域の家庭教育支援活動の取組支援<br>・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。   | 都         |
| 171                           | 教育庁 | ◆広域的な家庭教育の啓発<br>・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。（0歳児保護者向け資料、小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供）  | 都         | ◆広域的な家庭教育の啓発<br>・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。（0歳児保護者向け資料、小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供）  | 都         |
| 家庭と学校との連携                     |     |  |           |  |           |
| 172                           | 教育庁 | ◆「家庭と子供の支援員」の配置<br>・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。<br>・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。                 | 区市町村      | ◆「家庭と子供の支援員」の配置<br>・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。<br>・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。                 | 区市町村      |
| 173                           | 教育庁 | ◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置<br>・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。  | 区市町村      | ◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置<br>・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。  | 区市町村      |
| 174                           | 教育庁 | ◆「スーパーバイザー」の配置<br>・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。   | 区市町村      | ◆「スーパーバイザー」の配置<br>・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。   | 区市町村      |
| 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化          |     |  |           |  |           |
| 2-（1）開かれた学校づくり                |     |  |           |  |           |
| 学校運営への保護者や地域の参加               |     |  |           |  |           |
| 175                           | 教育庁 | ◆学校運営連絡協議会<br>・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。<br>・学校運営協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていきことが期待されています。<br>・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。 | 都         | ◆学校運営連絡協議会<br>・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。<br>・学校運営協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていきことが期待されています。<br>・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。 | 都         |
| 地域の社会資源等の活用                   |     |  |           |  |           |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |       |   |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |           |
|-------------------------------|-------|---|-----------|---|-----------|
| No.                           | 所管局   | 取組内容  | 実施主体      | 現在の取組内容   | 実施主体      |
| 176                           | 教育庁   | ◆「学校支援ボランティア推進協議会」<br>・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。  | 都         | ◆「地域学校協働活動推進事業」<br>・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。  | 都<br>区市町村 |
| 177                           | 教育庁   | ◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」<br>・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。  | 都         | ◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」<br>・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。  | 都         |
| 178                           | 教育庁   | ◆「教育庁人材バンク」事業<br>・学校における多種・多様な外部人材を広域的に確保し、専門のコーディネーターが学校ニーズに対応した人材を的確にマッチングします。  | 都         | ◆「教育庁人材バンク」事業<br>・学校における多種・多様な外部人材を広域的に確保し、専門のコーディネーターが学校ニーズに対応した人材を的確にマッチングしています（令和元年度まで）。   | 都         |
| 179                           | 教育庁   | ◆企業等による体験型講座の実施<br>・児童生徒を対象とした体験型の「出前授業」を実施します。<br>・教員等を対象とした「出前授業」参観及び情報交換を行っています。<br>（社会や経済の仕組みが学べる経済授業、先端技術を活用した理科実験、ICTを活用した授業、国際理解に関する授業など）                      | 都         | 事業終了  | 都         |
| 2－（2）放課後の居場所づくり               |       |   |           |   |           |
| 放課後の活動場所の確保                   |       |   |           |   |           |
| 180                           | 福祉保健局 | ◆学童クラブ<br>・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供しています。<br>・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置などにより、サービスの向上を図っています。   | 区市町村      | ◆学童クラブ<br>・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供しています。<br>・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置などにより、サービスの向上を図っています。   | 区市町村      |
| 181                           | 教育庁   | ◆放課後子供教室<br>・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供しています。<br>・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。 | 区市町村      | ◆放課後子供教室<br>・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供しています。<br>・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。 | 区市町村      |
| 2－（3）地域における多様な活動の場の提供         |       |   |           |   |           |
| 地域活動の充実                       |       |   |           |   |           |
| 182                           | 教育庁   | ◆図書館等の充実<br>・図書館は、「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など、多様な利用者の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献することが期待されます。  | 都<br>区市町村 | ◆図書館等の充実<br>・図書館は、「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など、多様な利用者の多様な学習活動を支えるほか、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献することが期待されます。  | 都<br>区市町村 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                            |  |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |           |
|-------------------------------|----------------------------|--|-----------|--|-----------|
| No.                           | 所管局                        | 取組内容   | 実施主体      | 現在の取組内容  | 実施主体      |
| 183                           | 福祉保健局<br>(再掲<br>No.80)     | ◆児童館<br>・児童館は、18歳未満の全ての子供を対象として、心身の健やかな育成を目的とする施設です。<br>・子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成、地域における子育て家庭への支援などを行っています。<br>・ダンススタジオや音楽スタジオ、学習室など、中高生の文化・芸術活動や学習に適したスペースを備えた児童館を整備し、中高生の放課後の活動を支援している区市町村もあります。 | 区市町村      | ◆児童館<br>・児童館は、18歳未満の全ての子供を対象として、心身の健やかな育成を目的とする施設です。<br>・子供たちに遊び場を提供し、遊びの指導や子供会などの活動の育成、地域における子育て家庭への支援などを行っています。<br>・ダンススタジオや音楽スタジオ、学習室など、中高生の文化・芸術活動や学習に適したスペースを備えた児童館を整備し、中高生の放課後の活動を支援している区市町村もあります。 | 区市町村      |
| 3 子供・若者の育成環境の整備               |                            |  |           |  |           |
| 3-（1）地域における子供の安全対策            |                            |  |           |  |           |
| 学校の防犯対策                       |                            |  |           |  |           |
| 184                           | 教育庁<br>警視庁                 | ◆「学校110番」<br>・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。  | 区市町村<br>都 | ◆「学校110番」<br>・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。  | 区市町村<br>都 |
| 185                           | 警視庁                        | ◆セーフティ教室<br>・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。   | 区市町村<br>都 | ◆セーフティ教室<br>・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。   | 区市町村<br>都 |
| 186                           | 教育庁                        | ◆スクールガード、スクールガード・リーダー<br>・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。<br>・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。   | 区市町村      | ◆スクールガード、スクールガード・リーダー<br>・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。<br>・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。   | 区市町村      |
| 187                           | 警視庁                        | ◆スクールサポーター<br>・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。  | 区市町村<br>都 | ◆スクールサポーター<br>・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。  | 区市町村<br>都 |
| 188                           | 教育庁<br>警視庁                 | ◆子供たちの見守り活動<br>・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。  | 区市町村      | ◆子供たちの見守り活動<br>・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。  | 区市町村      |
| 通学路の安全対策                      |                            |  |           |  |           |
| 189                           | 教育庁<br>都民安全<br>推進本部<br>警視庁 | ◆通学路における児童の安全確保<br>・通学路における児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が小学校の通学路に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。<br>・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。   | 区市町村<br>都 | ◆通学路等における児童の安全確保<br>・児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が子供の登下校区域に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。<br>・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。  | 区市町村<br>都 |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |          |   |           | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |           |
|-------------------------------|----------|---|-----------|---|-----------|
| No.                           | 所管局      | 取組内容  | 実施主体      | 現在の取組内容   | 実施主体      |
| 190                           | 都民安全推進本部 | ◆「地域安全マップ」づくり<br>・都内の小学校や地域の取組として、子供たちが通学路等を点検し、誰もが「入りやすく」誰からも「見えにくい場所」（犯罪が起こりやすい場所）を地図に表す作業を通じて、子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図っています。               | 区市町村<br>都 | 平成28年度で終了。  |           |
| 地域の防犯活動                       |          |   |           |   |           |
| 191                           | 都民安全推進本部 | ◆地域における見守り活動支援<br>・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。 | 区市町村<br>都 | ◆地域における見守り活動支援<br>・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。 | 区市町村<br>都 |
| 192                           | 警視庁      | ◆「子ども110番の家」活動<br>・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。                      | 区市町村      | ◆「子ども110番の家」活動<br>・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。                      | 区市町村      |
| 193                           | 警視庁      | ◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」<br>・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。   | 都         | ◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」<br>・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。   | 都         |
| 194                           | 都民安全推進本部 | ◆防犯ボランティアリーダーの養成<br>地域での子供見守り等の防犯活動に取り組むボランティア活動のリーダーを養成し、地域の課題解決に向けての取組を促進します。   | 都         | 平成30年度で終了。  |           |
| 新規                            | 都民安全推進本部 |   |           | ◆子供防犯教育人材の育成<br>子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催しています。   | 都         |
| 新規                            | 都民安全推進本部 |   |           | ◆防犯人材ソフトパワーの発掘<br>都内で活動している市民ランナーを対象に、防犯や子供の安全に関する意識を啓発することにより、防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていきます。  | 都         |
| 新規                            | 都民安全推進本部 |   |           | ◆ながら見守り連携事業<br>犯罪や事故の被害に遭いやすい子供等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進めています。                                | 都         |
| 新規                            | 都民安全推進本部 |   |           | ◆在住外国人等による子供の見守り活動<br>都内に増えている在住外国人等の子供が安全に生活できるために、外国人コミュニティ等の協力を得ながら子供の見守り活動を実施しています。   | 都         |
| 交通安全教育                        |          |   |           |   |           |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |          |  |       | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |       |
|-------------------------------|----------|--|-------|---|-------|
| No.                           | 所管局      | 取組内容   | 実施主体  | 現在の取組内容   | 実施主体  |
| 195                           | 都民安全推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全教育の推進</li> <li>・小学生等を対象とした「歩行者教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。</li> <li>・小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる体験型の自転車安全教室を実施します。</li> </ul>  | 都     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全教育の推進</li> <li>・小学生等を対象とした「歩行者シミュレータ教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。</li> <li>・小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータシミュレータによる体験型の自転車安全教室を実施します。</li> </ul>   | 都     |
| 3-（2）社会環境の健全化の推進              |          |  |       |   |       |
| インターネット利用環境の整備                |          |  |       |   |       |
| 196                           | 都民安全推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆インターネットを適切に活用する能力の習得</li> <li>・小・中・高等学校において、情報モラル教育を推進しています。</li> <li>・ファミリールール講座や出前講演会を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援しています。</li> </ul>  | 区市町村都 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆インターネットを適切に活用する能力の習得</li> <li>・ファミリールール講座を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援しています。</li> </ul>   | 区市町村都 |
| 197                           | 都民安全推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆フィルタリングの普及促進</li> <li>・フィルタリングは、青少年の有害情報の閲覧機会を最小化するため、子供たちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能です。</li> <li>・フィルタリングは万能ではないため、親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解し、インターネットの利用ルールについて一緒に考えていくことが大事です。</li> <li>・パソコンなどのインターネット接続ができる機器を製造する事業者は、フィルタリングを利用しやすくして販売することとされています（条例第18条の7）。</li> </ul> | 都     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆フィルタリングの利用促進</li> <li>・青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全安心にネットを利用する手助けをするサービスであるフィルタリングを設定することは保護者の責務（青少年インターネット環境整備法第6条）であり、子供の年齢等に応じた適切なフィルタリングの設定を親子で話し合うよう啓発を進めていきます。</li> </ul>   | 都     |
| 198                           | 都民安全推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆推奨携帯制度（九都県市連携）</li> <li>・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末や機能を推奨しています（条例第5条の2）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能を、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても協働して推奨します。</li> <li>・新たにスマートフォンの推奨制度を開始します。</li> </ul>   | 都     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆推奨携帯制度（九都県市連携）</li> <li>・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末を推奨しています。加えて、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（平成29年条例改正）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。</li> </ul> | 都     |
| 199                           | 都民安全推進本部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」の運営</li> <li>・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を開設しています。</li> </ul>   | 都     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ネット・ケータイのトラブル相談窓口「こたエール」の運営</li> <li>・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を開設しています。</li> </ul>      | 都     |
| 環境浄化活動の推進等                    |          |  |       |   |       |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                   |   |      | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |      |
|-------------------------------|-------------------|---|------|---|------|
| No.                           | 所管局               | 取組内容  | 実施主体 | 現在の取組内容   | 実施主体 |
| 200                           | 都民安全推進本部          | ◆青少年の性被害等の防止<br>・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。  | 都    | ◆青少年の性被害等の防止<br>・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。  | 都    |
| 201                           | 警視庁<br>都民安全推進本部   | ◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守<br>・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の6の2）。<br>・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。<br>・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。 | 都    | ◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守<br>・インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（条例第5条の2）。<br>・青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（①青少年に拒まれたにもかかわらず求める②威迫する③欺く④困惑させる⑤対償を供与し、又はその供与の約束をする）の禁止（条例第18条の7）し、違反した場合には罰則（条例第26条）が科せられます。<br>・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の8）。<br>・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。<br>・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。 | 都    |
| 202                           | 都民安全推進本部          | ◆不健全図書類等の指定<br>・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。  | 都    | ◆不健全図書類等の指定<br>・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。  | 都    |
| 203                           | 警視庁               | ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化<br>・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。  | 都    | ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化<br>・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。  | 都    |
| 3－（3）地域で推進する「こころの東京革命」        |                   |   |      |   |      |
| 「こころの東京革命」の普及啓発               |                   |   |      |   |      |
| 204                           | 都民安全推進本部<br>生活文化局 | ◆こころの東京革命の普及啓発<br>・『こころの東京革命行動プラン』をはじめとして、ポスターやリーフレット、映像等を活用し、都民一人一人へ「こころの東京革命」の理念が浸透するよう、普及啓発を図ります。  | 都    | 事業終了  | —    |
| 205                           | 都民安全推進本部<br>生活文化局 | ◆「こころの東京革命アドバイザー」の育成<br>・「こころの東京革命」の趣旨を地域に伝える講演活動や、子育てに困っている人への相談活動の核となる「こころの東京革命アドバイザー」を育成し、地域での実践・普及を行います。  | 都    | 事業終了  | —    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |                         |  |               | 現在の状況（令和元年7月1日現在）  |      |
|-------------------------------|-------------------------|--|---------------|--|------|
| No.                           | 所管局                     | 取組内容   | 実施主体          | 現在の取組内容  | 実施主体 |
| 206                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆スポーツ指導者向け講習会<br>・スポーツが青少年の健全育成に与える影響力に着目し、地域における青少年のスポーツ指導者を対象に「ルールや約束を守ることの大切さ」や「相手を思いやる心」等の啓発のための講習会を実施して、指導に生かしてもらうことで、青少年の規範意識の醸成を図ります。 | 都             | 事業終了   | —    |
| 207                           | 都民安全推進本部生活文化局（再掲No.144） | ◆こころの東京塾<br>・区市町村保健所・保健センター等の母親学級や幼稚園、保育園などで、年代層（妊娠時、乳幼児期、小学生（低学年））に応じて、「こころの東京革命アドバイザー」による子育て（しつけ）講座を開催します。                                 | 都<br>区市町村     | 事業終了   | —    |
| 208                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆出前講演会<br>・地域において青少年の健全育成や子育て支援活動などにかかわっている地区委員などを対象に、「こころの東京革命」について地域における具体的な取組を呼びかけ、その推進を図る講座を開催します。                                       | 都<br>区市町村     | 事業終了   | —    |
| 209                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆小学校から保護者へ啓発<br>・都内全ての公立小学校において、新1年生の保護者に対し、「こころの東京革命行動プラン」の配付や校長等から「こころの東京革命」の理念等について説明を実施します。  | 都<br>区市町村     | 事業終了   | —    |
| 210                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆ジュニアサッカーフェスティバル<br>・スポーツ（サッカー）を通じて、仲間とのコミュニケーションや親子とのふれあい、あいさつの大切さなどを保護者と子供と一緒に学ぶイベントを開催します。  | 都【こころの東京革命協会】 | 事業終了   | —    |
| 211                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆こころのチャレンジプロジェクト<br>・スポーツを通じて子供に対し「努力することの大切さ」「相手を思いやることの大切さ」「ルールを守ることの大切さ」及び「あいさつの大切さ」等を教え伝えると同時に、大人に対し子供の「しつけ」への積極的な参加を訴えることを目的に開催します。     | 都【こころの東京革命協会】 | ◆青少年応援プロジェクト@地域<br>・「障害者への理解」、「多文化への理解」、「高齢者への理解」をテーマに、青少年や青少年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施しています。 | 都    |
| 212                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆中学生の主張<br>・都内の中学生が、日常を通じて考えていることや意見、希望等を発表することにより、中学生の自立心を育てる機会とするとともに、中学生の意識等に対する都民の理解と認識を深めます。  | 都【こころの東京革命協会】 | ◆中学生の主張<br>・都内の中学生が、日常を通じて考えていることや意見、希望等を発表することにより、中学生の自立心を育てる機会とするとともに、中学生の意識等に対する都民の理解と認識を深めます。                | 都    |
| 213                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆体験記事事業<br>・子供の体験の記録を募集することで、家族の大切さを考える機会を設定します。小学生を対象に「こころの東京革命」の趣旨に沿ったテーマで、様々な活動や体験についての絵を募集します。   | 都【こころの東京革命協会】 | （休止中）  | —    |
| 214                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆親子の絆コンサート<br>・妊娠期の母親や父親、乳幼児教育に関心を持つ人を対象として、次代を担う子供に「こころの東京革命」の趣旨を伝え、乳幼児教育の重要性を訴えるとともに、音楽によるリラックスタイムを提供します。                                  | 都【こころの東京革命協会】 | 事業終了   | —    |
| 215                           | 都民安全推進本部生活文化局           | ◆音楽劇「あいさつは魔法の力」<br>・あいさつソング「あいさつは魔法の力」を題材とした音楽劇を通じて、子供、保護者、地域住民等に対して、「あいさつの大切さ」などについて考えてもらうことを目的に開催します。                                      | 都【こころの東京革命協会】 | ◆音楽劇「あいさつは魔法の力」<br>・あいさつソング「あいさつは魔法の力」を題材とした音楽劇を通じて、子供、保護者、地域住民等に対して、「あいさつの大切さ」などについて考えてもらうことを目的に開催します。          | 都    |

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

資料2

| 現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定） |               |  |               | 現在の状況（令和元年7月1日現在）   |                                       |
|-------------------------------|---------------|--|---------------|---|---------------------------------------|
| No.                           | 所管局           | 取組内容   | 実施主体          | 現在の取組内容   | 実施主体                                  |
| 216                           | 都民安全推進本部生活文化局 | ◆家族ふれあいの日<br>・民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用すると割引等のサービスが受けられる協力店や施設を紹介し、家族のふれあいを促進します。                        | 都【こころの東京革命協会】 | ◆家族ふれあいの日<br>・民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用すると割引等のサービスが受けられる協力店や施設を紹介し、家族のふれあいを促進します。                               | 都                                     |
| 217                           | 都民安全推進本部生活文化局 | ◆「こころの東京革命」普及啓発事業補助<br>・都では、「こころの東京革命」の理念である公德心や規範意識及び思いやりの心の高揚を図るため、区市町村が地域の实情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助します。 | 区市町村          | ◆地域における青少年健全育成応援事業補助 に変更して継続<br>・都では、青少年の正義感や倫理観を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の实情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助します。 | 区市町村                                  |
| 新規                            | 生活文化局         |  |               | ◆ホップ・ステップ・ダイバーシティ講座<br>・地区委員等に対して、多様性を受け入れ、尊重するという啓発講座を実施し、地域のダイバーシティ意識の醸成と実践を推進しています。                            | 都                                     |
| 新規                            | 生活文化局         |  |               | ◆地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業<br>・地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な分野で活躍している専門家を派遣しています。                  | 都                                     |
| 追加                            | 都民安全推進本部      |  |               | ◆地域の若者支援社会資源ポータルサイトの運営<br>若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営しています。                                 | 都                                     |
| 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化          |               |  |               |   |                                       |
| 新規                            | 総務局           |  |               | ◆都立産業技術高等専門学校（品川キャンパス）<br>・電子情報工学コースの3年生から5年生を対象に、首都東京の情報セキュリティを担う人材の育成を目的とした、実習を主体とした情報セキュリティ技術者育成プログラムを開設しています。 | 公立大学法人首都大学東京（R2.4に「東京都公立大学法人」へ名称変更予定） |